

「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来<sup>みずみらい</sup>基金  
水環境保全活動支援事業助成金交付要綱

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会

(趣旨)

第1条 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会（以下「協議会」という。）は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において、水環境保全に関する実践活動、調査研究活動、普及啓発活動等を主体的・自主的に実施する個人又は団体に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成の対象及び助成額)

第2条 助成金は、別表に定める個人又は団体（以下「助成対象団体等」という。）が行う同表に掲げる事業に要する経費について、当該助成対象団体等に対して交付するものとし、その額は、同表に掲げる限度額内で協議会長が別に定める額とする。

(助成金の交付の申請)

第3条 助成金の交付の申請をしようとする団体等は、協議会長が別に定める提出期限までに「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業助成金交付申請書（第1号様式）を協議会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請者に関する調書

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

4 協議会長は、助成金の交付の申請をしようとする団体等に対して、必要に応じて団体の規約、会員名簿、団体の収支予算書等の提出を求めることができる。

(助成金の交付の決定)

第4条 協議会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等によりその内容を調査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに助成金の交付の決定をするものとする。

2 協議会長は、前項の場合において、適正な交付を行なうため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項について修正を加えて助成金の交付の決定をするものとする。

(助成金の交付の条件)

第5条 協議会長は、助成金の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項について条件を付すものとする。

(1) 助成事業の内容（助成対象事業の内容において、著しい変更を行わないもの）又

- は助成事業に要する経費の配分の変更（助成対象経費の20%以内の増減を除く。）をしようとする場合においては、すみやかに協議会長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、すみやかに協議会長の承認を受けること。
  - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに協議会長に報告してその指示を受けること。
  - (4) その他本交付金の目的を達するために必要な事項

(変更の承認の申請)

第6条 前条の規定に基づき協議会長の承認を受けようとする場合は、「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を協議会長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第7条 協議会長は、助成金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付金の交付の申請をした団体等に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 助成金の交付の申請をした団体等は、助成金の交付決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成事業者が助成金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(状況報告又は調査)

第9条 協議会長は、必要に応じて助成事業を実施する団体等（以下「助成団体等」という。）から助成事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査することがある。

(助成事業の遂行)

第10条 助成団体等は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

(助成事業の遂行の指示等)

第11条 協議会長は助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成団体等に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを指示するものとする。

(概算払)

第12条 協議会長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める助成金について概算払いの方法により助成金を交付することができる。

2 助成団体等が前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業助成金概算払請求書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、協議会長に提出しなければならない。

- (1) 事業の進捗状況及び必要経費を明らかにする書類
- (2) その他協議会長が必要と認める書類

(完了報告)

第13条 助成団体等は、当該事業が完了したときは、速やかに「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業完了報告書（第4号様式）を協議会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 助成団体等は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について協議会長の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日）から起算して60日以内を経過した日、又は助成金の交付決定があつた日の属する年度の3月15日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し

(助成金の交付の請求)

第15条 助成金の交付決定の通知を受けた助成団体等は、助成事業を完了した場合は、前条の実績報告書に併せて、「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業助成金交付請求書（様式第6号）を協議会長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第16条 協議会長は助成団体等が助成金を他の用途に使用し、その他助成事業に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他協議会長の指示にしたがわないときは当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 第7条の規定は前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(助成金の返還)

第17条 協議会長は前条の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を請求するものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第18条 助成団体等は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月10日から施行する。

ただし、平成16年3月31日までに実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月3日から施行する。

ただし、平成29年3月31日までに実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年3月8日から施行する。

ただし、令和5年3月31日までに実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

ただし、令和6年3月31日までに実施された事業については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

<p>助成対象団体等</p>	<p>1 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域において水環境保全に関する自主的な普及啓発活動、実践活動、調査研究活動等を実施している（又は、実施しようとしている）個人又は団体</p> <p>2 団体にあつては規約等を有し、かつ、団体としての意思を決定し、執行及び代表できる機能並びに団体としての独立した経理の機能が確立していること。</p> <p>3 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない個人又は団体</p> <p>4 湖美来クラブの会員であること。 ただし、小学校、中学校及び高等学校については、この限りではない。</p>
<p>助成対象事業</p>	<p>1 水環境の保全に関する実践活動事業</p> <p>2 水環境の保全に関する調査研究活動事業</p> <p>3 水環境の保全に関する普及啓発活動事業</p> <p>4 その他協議会長が助成対象事業として認める事業</p>
<p>限度額</p>	<p>25万円</p>

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会長

住 所  
団体の名称  
代表者(個人)氏名

「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業  
助成金交付申請書

「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業助成金の交付を受けた  
いので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の目的及び内容  
事業計画書（別紙1）のとおり
- 3 助成金交付申請額 円
- 4 事業に要する経費  
収支予算書（別紙2）のとおり

（学生の場合）

上記の者が湖美来基金水環境保全活動支援事業助成金の交付申請することを承認します。

年 月 日

所 属 学 校 長 氏 名

公 印

※申請者が大学生である場合は学部長の承認を得ること。

事業計画書  
申請者

事業名			
事業区分	実践	調査研究	普及啓発 その他
事業の目的			
事業の内容及び スケジュール ※1			
期待される効果			
事業実施期間			
助成対象経費額	円	全体事業費 ※2	円
助成金交付申請額	円		

備考 ※1 助成の対象となるものが、事業の一部である場合は、助成対象となるものの事業全体における位置づけなどわかりやすいように記入すること。

※2 助成の対象となるものが、事業の一部である場合は、全体の事業費を記入すること。

収 支 予 算 書

申請者 \_\_\_\_\_

1 収支予算書 (助成対象経費)

支 出		収 入	
項 目	金額 (円)	項 目	金額 (円)
講師等謝金		湖美来基金	
物品購入費		その他	
印刷製本費			
借上及び使用料			
交通費			
通信連絡費			
その他 ( )			
合計			

2 収入の内訳

項目 (項目の合計)	収入の内訳	
湖美来基金 円	—	
その他 円	円	
	円	
	円	
総計 円		

※ 助成対象経費に充当する収入額のみ記入してください。



3 支出の明細

項目 (項目の合計)	支出の内訳
講師等謝金  合計 円	
物品購入費  合計 円	
印刷製本費  合計 円	
借上及び使用料  合計 円	
交通費  合計 円	
通信連絡費  合計 円	
その他 ( )  合計 円	
総計  円	

※品名、単価×数量など支出の内訳がわかるように記入してください

## 別紙3 (様式第1号関係)

## 申請者に関する調書

※ 申請者		
代表者 職名・氏名		
※ <sup>みずみらい</sup> 湖美来クラブ会員 番号、会員名	会員番号：	会員名：
※ 申請者の所在地	〒	
※ 電話番号		
※ FAX番号		
※ E-mail		
※ 過去2年間の 水環境保全に関する 主な活動実績		
※ 主な活動地域		
団体の設立年月日		
団体の目的		
組織形態及び会員数	単位団体 ・ 連合組織	会員数 名
特定非営利活動 法人格	有 ・ 無 (取得予定 有 ・ 無 )	
担当部署・担当者	電話番号 ( )	
	住所(書類送付先)	

備考 個人の方は、※欄のみご記入ください。団体の方はすべてご記入ください。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会長

住 所

団体の名称

代表者(個人)氏名

「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業  
変更（中止・廃止）承認申請書

下記により、「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業の事業計画  
を変更（中止・廃止）したいので、「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動  
支援事業助成金交付要綱第6条の規定により承認してくださるよう申請します。

記

1 事業名

2 助成金の交付決定年月日及び番号

3 変更（中止・廃止）の理由

4 変更（中止・廃止）の内容

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会長

住 所

団体の名称

代表者(個人)氏名

「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業

助成金概算払請求書

年 月 日付け 湖推協第 号で交付決定あった「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業助成金について、下記のとおり概算払いにより交付してください。

記

1 事業名

2 事業費

3 交付決定額

4 請求金額

5 概算払を必要とする理由

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会長

住 所

団体の名称

代表者(個人)氏名

「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業

完了報告書

「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

事 業 名	
交付決定年月日及び び 番 号	年 月 日付け 湖推協第 号
交 付 決 定 額	円
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

様式第5号（第14条関係）

年 月 日

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会長

住 所

団体の名称

代表者(個人)氏名

「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業  
実績報告書

下記のとおり「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業を実施したので、「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業助成金交付要綱第9条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業名

2 事業の内容

事業実績書（別紙4）のとおり

3 事業の経費実績

収支決算書（別紙5）のとおり

事業実績書  
申請者

事業名			
事業実施期間			
事業の内容			
事業の成果等			
今後の課題等			
助成対象経費実績	円	全体事業費	円
助成交付決定額	円		

備考 成果品（パンフレット等の印刷物、活動記録、活動状況を撮影した写真等）を1部添付すること。

## 収 支 決 算 書

申請者 \_\_\_\_\_

## 1 活動収支

(単位:円)

収 入	項 目	申請額	実 績	増減	備 考
	湖美来基金				
	そ の 他				
	合計				

支 出	項 目	申請額	実 績			増減	備考
			助成金	左記以外	計		
	講師等謝金						
	物品購入費						
	印刷製本費						
	借上及び使用料						
	交通費						
	通信連絡費						
	その他( )						
	合計						

※支出した費用については、領収書等の写しを添付してください。

※交通費に「ボランティアの旅費」を支出した場合は、領収書等の写しに代わり、日時・場所・参加人数が分かる名簿及び活動の様子を写した写真を添付してください。



## 2 支出の明細

項目 (項目の合計)	支出の明細	
	助成金	左記以外
講師等謝金		
合計 円		
物品購入費		
合計 円		
印刷製本費		
合計 円		
借上及び使用料		
合計 円		
交通費		
合計 円		
通信連絡費		
合計 円		
その他 ( )		
合計 円		
総計 円	合計 円	合計 円

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会長

住 所  
団体の名称  
代表者(個人)氏名

「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業  
助成金交付請求書

年 月 日付け 湖推協第 号で交付決定あった「きらめく水のふるさと磐梯」湖  
美来基金水環境保全活動支援事業助成金について、下記により金 円を交付して  
ください

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 事業名   |   |
| 2 事業費   | 円 |
| 3 交付決定額 | 円 |
| 4 受領済額  | 円 |
| 5 今回請求額 | 円 |
| 6 残 額   | 円 |